

重要事項

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年6月の介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算が改定され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定要件は、

- 1 現行の介護職員処遇改善加算（I）から（IV）まで取得していること。
- 2 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること。
- 3 介護職員等処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

上記のうち、3の見える化要件とは介護職員等処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、自社のホームページ等を活用して公表していることとされております。

これらの要件に基づき、当法人における処遇改善加算に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして以下の通り公表します。

・ 加算の取得状況

当法人の各事業所における加算の取得状況は、こちらのサービスにも公表しております。

[徳島県 | 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」](#)

・ 処遇改善に関する具体的な取り組み

【入職促進に向けた取組】

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職場体験の受け入れや地域行事への参加や主催等により職場魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方に関する定期的な相談の機会の確保

【両立支援・多様な働き方の促進】

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す職員に対して、休業制度の整備し、また徳島市から認可を受けた法人内保育園の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規勤務制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・短時間勤務者労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや健康管理対策の実施
- ・事故・トラブル対応マニュアルの作成体制の整備

【生産性向上のための取組】

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている
- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ・5S活動等の実践による職員環境の整備を行っている

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた職場環境やケア内容の改善
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供